

新型コロナウイルス感染症の影響に対する公社賃貸住宅等の特別措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業又は失業等により一時的に家賃等の支払いが困難となった公社賃貸住宅等にご入居中のお客様について、家賃等に関し、下記の特別猶予措置を行います。

1. 適用対象となる世帯等

次のいずれかに該当する書類を提出できる方。

ただし、原則として、名義人が令和2年3月1日時点で年金を受給している世帯又は家賃等を滞納されている世帯を除きます。

- ① 各社会福祉協議会の緊急小口資金又は総合支援資金の貸付決定書（写）
- ② 令和2年3月以降に発行された離職票または退職・廃業したことを証する書面（写）
- ③ 令和2年3月以降に発行された休職、休業証明書（なお、いずれも申込み時点で休職、休業しているもの）

2. 適用対象

賃貸住宅の賃料・店舗の賃貸料・定期借地権付土地の賃料
（共益費、駐車場使用料は対象外です）

3. 特別猶予措置の内容

令和2年3月分以降の賃料等（最大3か月相当分）の支払いを令和2年12月末日まで猶予いたします。

本猶予措置は支払い期日の延長であり、免除ではありませんのでご注意ください。

4. 特別猶予措置の受付開始日

令和2年4月20日（月）から受付を開始します。

この特別猶予措置をご希望されるお客様は、下記までお問い合わせください。

営業時間：9時～17時45分（月～金）

○ **賃貸住宅の賃料**について

住宅経営課 企画グループ TEL 06-6203-5453

○ **店舗の賃貸料**について

施設経営課 施設管理グループ TEL 06-6203-5517

○ **定期借地権付土地の賃料**について

施設経営課 活用推進グループ TEL 06-6203-6008